

悪性腫瘍特異物質治療管理料

<p>点数</p>	<p>イ 尿中BTAに係るもの 220点 □ その他のもの (1) 1項目の場合 360点 (2) 2項目以上の場合 400点</p>
<p>加算点数</p>	<p>初回月加算 150点</p>
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●悪性腫瘍特異物質治療管理料は、悪性腫瘍であると既に確定診断がされた患者について、腫瘍マーカー検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。 ●当管理料には、腫瘍マーカー検査、当該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうちに2回以上腫瘍マーカー検査を行っても、それに係る費用は別に算定できない。 ●腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に記載する。 ●腫瘍マーカーにおいて、併算定が制限されている項目を同一月に併せて実施した場合には、1項目とみなして、本管理料を算定する。 ●初回月加算は、1回目の悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定すべき月に限り、□の所定点数に加算する。ただし、当該月の前月に腫瘍マーカーの所定点数を算定している場合はこの限りでない。 <p>※「尿中BTA」以外の項目は「その他のもの」に該当する。</p>